

令和 6 年第 2 回(6 月)定例会一般質問会議録(速報版)

2024 年 6 月 17 日(月) 15:10~16:10

質問者:中島章二

「合理的配慮の提供について」

【登壇】

〇12 番中島章二議員

通告に基づき、合理的配慮の提供について伺います。障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会、共生社会を実現することを目指す中、令和 3 年に障がい者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

日田市において、日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例、手話言語条例などにより、合理的配慮の提供に取り組んでいることと思います。令和 4 年 3 月定例会の手話言語条例提案理由では、「日田市手話言語条例につきましては、手話への理解の促進と、手話の普及をこれまで以上に推進し、ろう者が手話を使って地域で安心して暮らすことができる社会を目指すもので、今後は日田市障がいによる差別を解消し、誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例と合わせて、合理的配慮の提供や相互理解の促進など、障がい者への理解を深める取り組みを推進してまいります」と、合理的配慮についてしっかりと取り組んでいくとありました。

そこで、合理的配慮の提供義務化の経緯についてお聞かせいただきたいと思います。この合理的配慮の提供が義務化されたことをどのように周知をしているのか伺います。

次に、既に合理的配慮の提供が義務化されていた行政機関としての日田市役所内での取り組みについて伺います。

令和 5 年 6 月定例会で、手話通訳が必要な方への対応状況についての部長答弁で、「ろう者に対する合理的配慮の提供になるかと思うが、医療機関等、各事業所さんでも具体的な取り組みとこのを詳細に報告しているわけではないが、それぞれ取り組んでいただいていると現時点、その時点で法律的に言えば、努力義務で、令和 6 年 4 月から義務化ということになりますので、そういったところも含めて、今後も市といたしましては、そういった事業所、特に医療機関さん等には、制度の周知をまずはしっかりと、適切な対応をしていただけるよう、努めてまいります」とありました。

そこで、医療機関での合理的配慮の提供についての状況もお聞かせください。

次に、日田市は、毎年のように大雨により避難が必要となる地域が発生しています。このような災害時にも、合理的配慮の提供が必要になると考えます。市では、情報伝達手段として、聴覚障がい者の方には、文字表示付き防災ラジオの活用などを行っていますが、いろいろな障がいを持った方たちが避難してくる避難所では、どのような合理的配慮の提供を行っているのかお聞かせください。

市内小中学校においても、合理的配慮の提供が行われていると思います。三つの観点からお聞かせください。まず、教育内容方法について、次に、支援体制について最後に施設設備についてこの 3 点について、どのような合理的配慮の提供を行っているのか伺います。以上で壇上の質問を終わり、答弁を聞かせていただいた後、再質問をさせていただきます。

【福祉保健部長】

私からは、合理的配慮の提供についてのご質問のうち、合理的配慮の提供義務化周知の取り組みと、日立における取り組みについてお答えいたします。合理的配慮の提供とは、事業者や行政機関等が障がいのある方から、社会の中にあるバリア、障壁を取り除くために何らかの対応を求められたときに負担が重すぎない範囲で対応を行うことであり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、通称障害者差別解消法によって規定されているものでございます。

障害者差別解消法は、障害者基本法第4条の差別の禁止の規定を具体化したものであり、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定、平成28年4月1日に施行されたものでございます。ご質問の合理的配慮の提供が義務化になった経緯についてでございますが、合理的配慮の提供は、法施行後、差別を解消するための措置として、これまで国や地方公共団体等の行政機関は法的義務事業者は努力義務として規定されていましたが、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、令和3年6月の法改正により、事業者についても法的義務へと改められ、本年4月1日より施行されたものでございます。

これまで行った法改正についての周知の取り組みについてでございますが、昨年度、日田商工会議所や日田市観光協会などの企業団体へチラシ配布による周知を行った他、広報ひたや商工会議所発行の商工ニュースへの広報記事掲載を行い、周知に努めてきたところでございます。

次に、日田市における合理的配慮の提供の取り組みについてでございます。まず、市役所内における取り組みでございますが、平成28年の法施行前より施設設備の環境面において、庁舎内に音声案内、庁舎内および庁舎周りに点字ブロックを設置。また、多目的トイレの設置や庁舎1階の窓口案内表示、ビジュアルサインを色分けしてわかりやすくするなどを行うとともに、職員によるサービス面におきましては、窓口対応のための手話通訳者の配置を行ってまいりました。

法施行後には、1階窓口での同カウンターの増設の他、合理的配慮の提供についての職員向け研修会を実施し、周知徹底を図ったところでございます。

次に、市内医療機関についてでございますが、市の取り組みとしまして、市内団体向けの出前講座による周知を、1医療機関に対して、また医療従事者の研修会において周知を一度行ったのみとなっており、これまで周知の取り組みが十分とは言えない状況でございます。

今回の法改正に伴い、各医療機関へは、厚生労働省より、障害者差別解消法、医療従事者向けのガイドラインの改正によるに係る通知がなされていると承知しておりますが、今後は市といたしましても、医療現場における合理的配慮の提供の推進が図られるよう、医師会等を通じまして、周知に努めてまいりたいと考えております。

最後に、避難所での取り組みにつきましては、避難所における生活環境には注意を払い、常に良好なものとなるよう取り組んでおります。障がい者など特に配慮を要する方には、要配慮者優先スペースの確保等に努める他、例えば聴覚障がい者に対しましては、各避難所にコミュニケーションボードを設置し、絵や文字を指し示すことで意思の疎通を手助けする対応ができるようにしております。また、避難所での長期にわたる生活が困難な方には、二次的に開設する福祉避難所を利用いただくこととしていただいております。

なお、障がい者など避難の際に配慮が必要な要配慮者の中でも特に自力での避難が難しく、支

援が必要な避難行動要支援者につきましては、災害時に安心して避難いただけるよう、個別避難計画の作成を順次進めているところであり、計画の中では、当事者個々の特性や個別に必要な配慮についても記載いただくようにしているところでございます。市といたしましても、災害時における障がい者等への対応として、当事者に寄り添った配慮や支援に引き続き努めてまいりたいと考えております。私から以上でございます。

【教育長】

次に、市内小中学校における合理的配慮の提供についてお答えいたします。学校教育における合理的配慮の提供では、障がい者権利条約第 20 条に示す人格、才能および想像力、並びに精神および身体的な能力を、その可能な最大限度まで発達させることを目的として、障がいのある子どもが他の子どもと平等に教育を受ける権利を共有行使するために必要かつ適当な変更調整を行うことが求められております。市内小中学校では、平成 28 年に施行された障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、児童生徒一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じて、合理的配慮の提供を行っているところです。

そこで、議員お尋ねの学校における合理的配慮の提供について、三つの観点から例を申し上げますと、まず、教育内容、教育方法の観点からは、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいた柔軟な教育課程の編成認知の特性、身体の動きなどに応じた学習内容の変更や調整ここにに応じた教材教具の他、意思伝達やコミュニケーションを助けるカードや、1日の予定や時間割の見通しを持ちやすくするためのいわゆる掲示板の工夫など、生活を支援するためのツールの活用そして心理的健康面の配慮としての必要に応じた個別クールダウンの時間設定などの取り組みがでございます。

次に、支援体制の観点からは、特別な支援を必要とする児童生徒を対象として、特別支援教育補助職員を配置し、児童生徒の教育的ニーズに応じた支援体制個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づき、児童生徒一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じて保護者と学校が合意形成を図りながら、合理的配慮の提供を定期的に見直し、柔軟に対応していく支援体制作りなどがでございます。

最後に、施設設備の観点からは、校内環境のバリアフリー化として、エレベーターや多目的トイレ、スロープ、手すりなどの設置に取り組んでいるところでございます。市教委といたしましては、今後も児童生徒本人の障がいの状況や教育的ニーズの把握、教職員の研修機会の確保、支援体制の整備などを行いながら、適切な合理的配慮の提供に努めてまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

【再質問】

【12 番中島議員】

それでは、合理的配慮の提供についての再質問に移らせていただきたいと思います。合理的配慮の提供義務、こちらですね、今年の 4 月 1 日から事業者の方も努力義務から義務ということに変わっております。

こちらですね日田市のホームページを見ると義務化とだけ表記されているように思います。ちっちゃい下書いてあるんですけど、内閣府や他の自治体を見ると今年の改正について表の中で努力義務から義務へと変わったとわかりやすく表記されています。事業所も含めて市民に合理的配慮の

提供義務化を周知するには文章表現だけではなく、せっかく表でわかりやすくしているのであれば、変更された点を強調した方がいいのではないかと考えますが、お考えをお伺いいたします。

【福祉保健部長】

今議員の方からご紹介ありました通り、法改正の部分につきましてはホームページの方に記載をさせていただいておりますが4月、合理的配慮の提供がですね民間事業所の方にも4月1日から義務化になったという点がですね強調されたものにはなっていない。ご指摘の通りだというふうに考えております。そのため、この改正点につきましてですね、より周知が徹底されるようまた積極的な取り組みに繋がるようですねそういった表現に繋がるような強調できるようなですね表現に変えたということで今検討しておりますので近いうちにですねそういった改正をですねこの修正の方を行ってまいりたいと考えております。

【12番中島議員】

早急に対応をお願いいたします。次にですね日田市の合理的配慮の提供についていろんな障がいを持った方がいらっしゃいますので、本日は聴覚障がい者の方について、また医療的ケア児の関係でお聞かせいただければと思います。

まず、聴覚障がい者に関する取り組みについてお伺いいたします。令和3年6月定例会での市長答弁で「この条例は絵に描いた餅のような条例を作っては何もございませんしっかり実行力のあ、そして持続可能な状況で今後続けていくことができるようなもの知恵を出し合いながら作っていかねばと考えております」とありました。この答弁の「知恵を出し合い」の考え方は合理的配慮の提供に当たってのポイントである、お互いに話し合い、理解し合いながら、ともに対応策を検討することが重要ということではないでしょうか？

その考え方から、聴覚障がい者、関係者、関係団体等の意見交換会の必要性があり、日田市でも手話言語条例制定前から場を設けてきたと思います。その中で出てきた意見や要望に対してどのような配慮を検討してきたのかお伺いいたします。まず、市役所窓口などの対応についてどのようなこの意見交換会の中でどのような意見があり、対応しているのかお聞かせください。

【福祉保健部長】

聴覚障がい者の方に対しましての強い窓口でのご要望でございます。議員からご紹介がありました通り、昨年のご答弁申し上げました通り、団体の方とですね話し合いの場を持たせていただく中でのご意見でございますけれども、手話通訳者、先ほど申しました配置をしておりますが、手話通訳者が不在のときでもですね、聴覚障がい者の窓口対応ができるようにしてほしいというご要望がございました。このことに関しましてはですね、令和4年度に職員に対しまして簡単な手話の研修を実施した他、一部窓口におきましては、指差しコミュニケーションボードの使用ですとか、ホワイトボードでの筆談対応等を行っておりますが、今後はこれらの取り組みを各課へも浸透させ、障がい者の方に不安を感じることなく来庁していただけるような体制作りに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【12番中島議員】

市役所での窓口対応が市民の方への周知にも繋がると考えております。積極的にですね対応し

ていただきたいと思っていますところでございます。それから今申し上げた聴覚障がい者の関係団体、関係者の方たちとの意見交換会、私がいただいた資料によると令和4年から3回3日間で4回ですか、開催されていると思います。先ほどの考え方この手話言語条例の目的等、それから作り方を考えていくと当事者の方の声を聞くっていうことを、聞いた上で、しっかりとした政策を打っていくということが必要だと思います。あまりにも回数が少ないんじゃないかと思うんですけど、これについて何か理由があるんでしょうか？

【福祉保健部長】

以前はですね団体の方とは、去年のご答弁と重なるかもしれませんが、手話サークルの方、それから実際にろう者の方それぞれにご意見を聞く場もあったんですけども、一緒の場で一堂に会した場でご意見を聞いてほしいということで昨年そういった形に切り替えたということもございますので、回数に定めがあるわけではありませんのでまた開く機会等につきましてはですね、関係団体ともですね調整してまいりたいというふうに考えております。

【12 番中島議員】

今申し上げたのはですね、手話言語条例を作ったその後ですね、新たな手話言語条例、手話が言語であるっていう周知それから教育関係も含めてですけど日田市でどう変わってきたのかっていうところは私は実感があまりないので、それについてやはり関係者としてしっかり議論をして、こういったものが必要だっていうのをしっかり市が聞き取って事業に繋げていく必要性があるんじゃないかと思っていますこの開催をやった開催した時期も3月が多いんですね。となると、次の事業、次年度事業には全くもち入れられないっていうか、反映されないものになるかと思っています。こういったことも考えるとやっぱり障がいを持った方たちに対して配慮ができてないのではないかと私は感じてますけど、部長、その部分、お考えがあればお聞かせください。

【福祉保健部長】

すいませんご指摘の通り、なかなかですね開催がご指摘の通り、4年度5年度3月開催となつてございますので、こちらにつきましても先ほど申しましたように開催の時期等も含めてですね関係団体とお話をさせていただいて実効性のあるものに繋げていきたいと思っております。

【12 番中島議員】

しっかりとした声を聞いてですね、障がいを持った方にも、過ごしやすい、住みたい、住み続けたいまちにしていきたいと思っていますところでございます。

またですね学校現場、特に聾学校について日田市にはございません。聾学校については久留米の方の聾学校か大分市の方の聾学校に行くしかございません。まだ一般普通校でも受け入れていただいているという状況もお聞きしていますけど、教育を受ける権利を守るために、また学びの保障という点から県外に行く通学する場合の補助等また支援策があればですね、お伺いさせていただきたいと思います。

【教育長】

聾学校を含む特別支援学校に就学した場合、国、県が行う就学奨励費制度がございまして補助

対象となる経費の例として、自宅から学校までの通学に係る経費などなどがございます。現在特別支援学校に就学したご家庭にはこの就学奨励費制度を利用していただいておりますので、通学にかかる費用について、市独自の支援を行っておりませんが学校や市教委で行う就学相談、それから福祉保健部と連携して実施している5歳児相談会においてこの制度の内容を保護者の方にお伝えしているところでございます。今後も保護者の方々への情報提供には積極的に努めてまいりたいと思っております。

【12 番中島議員】

市内の小・中学校において手話を必要とする児童生徒が在籍していた所、ときもあったかと思えます。そういった在籍しているときに学びの保障の観点から考えると学校に手話通訳者の配置などの支援策が必要ではないかと考えますが、このことについて支援策があればお伺いいたします。

【教育長】

市内小学校において手話を必要としている児童が在籍していた時期に手話に堪能な特別支援教育補助職員を学校へ配置したケースはございましたけれども、常にこのような人材の確保が可能であるとは考えておりません。聴覚障がいのある児童生徒を含む特別な支援を必要とする児童生徒への支援策については、どのような支援が可能かについて、今後も福祉保健部とも連携し、随時、保護者の方のご相談に応じてまいりたいと考えております。

【12 番中島議員】

医療的ケア児の質問も準備していたんですが、ちょっと時間がございませんのでまた次回に持ち越させていただければと思います。

実際のところ、合理的配慮というものが日田市内でしっかり浸透していくことが、住みやすいまちに変わってくると思いますし、子育てしやすいまちにも繋がってくると思います。これまで申し上げているように重層的支援の観点からも首長部局それから教育委員会部局、各課が連携協力をしてですね、これからの日田市づくりを行っていただきたいと思います。要望とさせていただきます。

【確認事項】

- ① 合理的配慮の提供義務化について、ホームページ上の表記を分かりやすく改善する
- ② 聴覚障がい者関係団体との意見交換の場を増やし、具体的な要望を汲み取る
- ③ 医療機関における合理的配慮の提供推進に向けて、医師会等を通じた周知を行う
- ④ 避難所における合理的配慮の提供体制を強化し、個別避難計画の作成を進める
- ⑤ 学校現場における合理的配慮の提供を充実させるため、教職員研修や支援体制、施設設備の整備を行う

